

東京海上・ベトナム株式ファンド

(年4回決算型) / (年1回決算型)

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用:東京海上アセットマネジメント株式会社



組入銘柄のご紹介

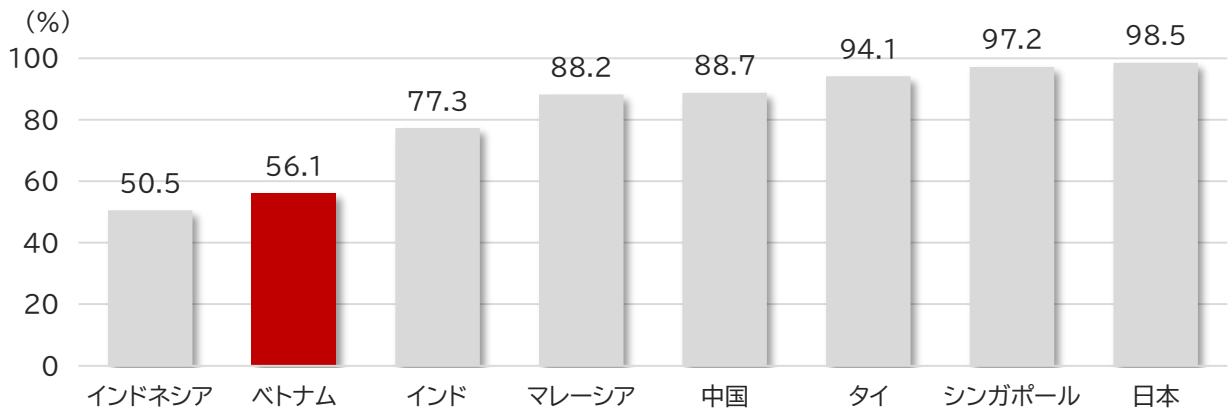
～ベトナムの経済発展とともに成長が期待される金融セクター～

※2ページ以降で組入銘柄を紹介しています※

成長余地が大きいと見られるベトナムの個人向け金融サービス

- ベトナムの金融機関口座の保有率は、他のアジア諸国と比較して低水準にあります。
- ベトナムでは、今後所得水準の向上が見込まれており、耐久消費財や住宅(持ち家)の需要拡大が期待されています。それに伴い、消費者ローンや住宅ローンなどの個人向け金融サービスへのニーズが一層拡大することが期待されます。

金融機関口座の保有率(15歳以上の人口に占める割合) 2021年(ベトナムのみ2022年調査データ)



※金融機関口座:貯蓄、金銭の授受、貸金を受け取ることを目的として、銀行など正規の金融機関で開設している口座

出所:世界銀行

株式市場の発展と共に拡大が期待される証券会社

- 長年にわたり準備が進められていた、韓国取引所(KRX)が開発する新しい取引システム基盤が、ホーチミン証券取引所で2024年前半に稼働する見込みとなっています。
- 新システムでは、取引処理能力の向上に加え、既存システムでは対応できなかったデイトレードや空売りなどの取引機能が実装可能となります。現在、こうした取引を可能にするため、資金決済制度の整備に向けた準備が進められています。
- こうした取引が新たに可能となれば、株式市場における取引の多様化や流動性の向上が期待され、証券会社の収益拡大にもつながるとみられています。



ホーチミン証券取引所

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

ベトナム銀行(ベトナム外資銀行)

(Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)

概要

- 旧ベトナム国家銀行の外国為替部門が独立して1963年に設立された国営銀行。ベトナム国家銀行(中央銀行)が同行株式の74.8%、みずほ銀行が15%を保有しています。
- 預金、貸付などの業務に加え、外国為替取引やクレジットカードなどの分野においてトップクラスの地位を築いています。
- デジタルバンキング事業および個人向けバンキング事業の強化に取り組んでおり、2023年9月末時点の個人向け貸出残高は全体の約46%を占めています。

組入比率

6.8%

時価総額

494.6兆ベトナムドン
(約2兆9,722億円)

外国人投資家の持株比率

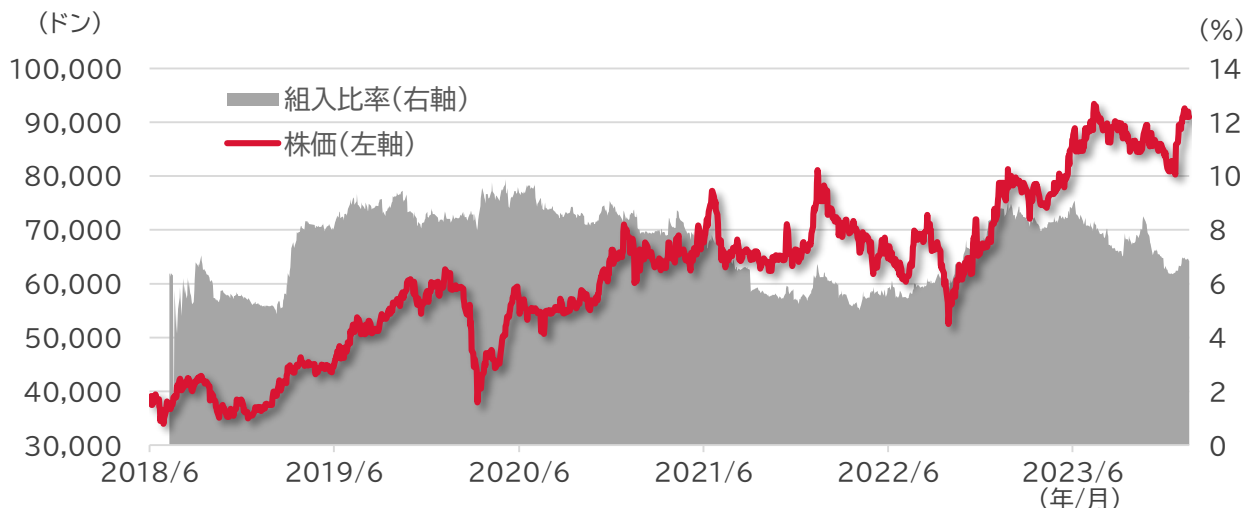
23.58%(上限:30%)

※組入比率、時価総額、外国人投資家の持株比率は2024年1月31日時点です。また、時価総額(円ベース)は、同日時点のブルームバーグ公表のベトナムドン・円為替レート(1ドン=0.006019円)で円換算した値です。

※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:会社公表資料、ホーチミン証券取引所、ブルームバーグ

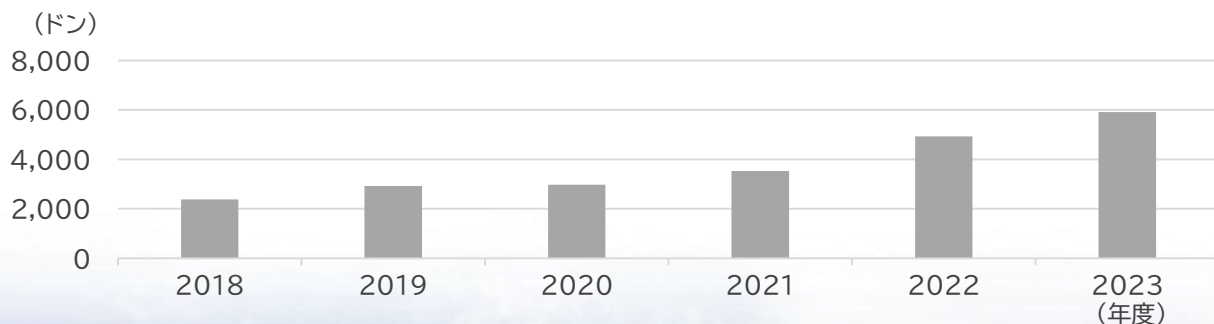
株価と組入比率の推移 (期間:2018年6月15日(年1回決算型の設定日)~2024年1月31日、日次)



※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:ブルームバーグ

一株当たり利益の推移 (期間:2018年度~2023年度、年次)



出所:ブルームバーグ

※上記は、2024年1月末時点の当ファンドの組入銘柄を紹介するものであり、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。
また、今後の当ファンドへの組入を保証するものではありません。

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

軍隊商業銀行

(Military Commercial Joint Stock Bank)

概要

- ベトナムの大手民間商業銀行の一つ。ベトナム国防省の傘下企業に金融サービスを提供する目的で1994年に設立され、2011年にホーチミン証券取引所に上場しました。
- 子会社を通じ、証券業、消費者ローン事業、生命保険および損害保険業などを主に国内で展開しており、消費者ローン事業ではSBI新生銀行と提携しています。
- 国防省傘下の通信企業や港湾運営企業、ベトナムの政府系ファンドなどの政府系機関が同行の主要株主となっています。また、外国人投資家の持株比率上限について、同行は銀行セクターの法定上限(30%)を下回る水準に定めています。

※組入比率、時価総額、外国人投資家の持株比率は2024年1月31日時点です。また、時価総額(円ベース)は、同日時点のブルームバーグ公表のベトナムドン・円為替レート(1ドン=0.006019円)で円換算した値です。

※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:会社公表資料、ホーチミン証券取引所、ブルームバーグ

組入比率

4.6%

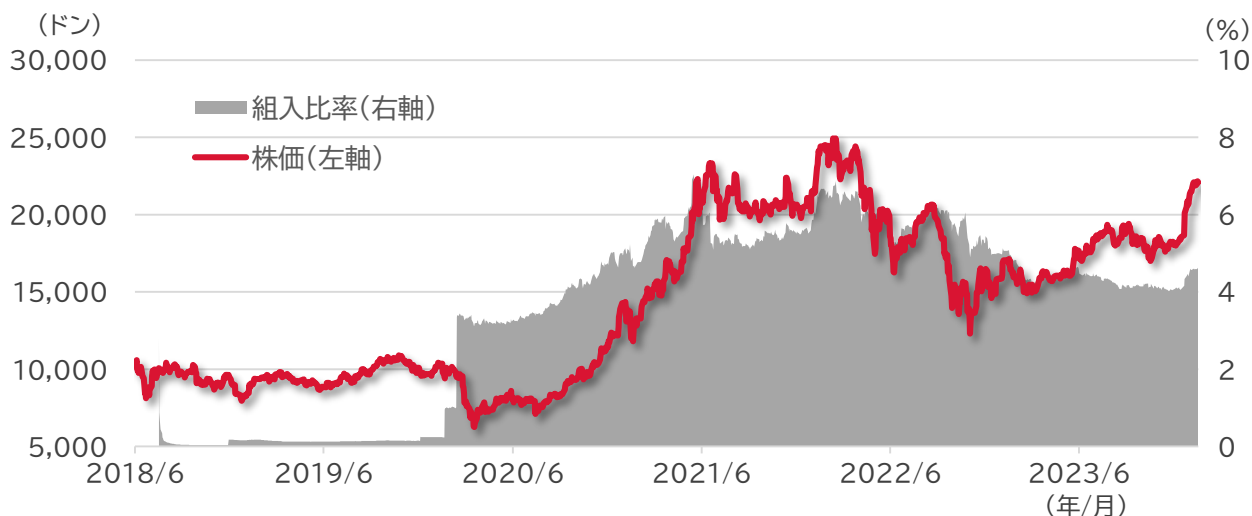
時価総額

113.4兆ベトナムドン
(約6,826億円)

外国人投資家の持株比率

23.2351%(上限:23.2351%)

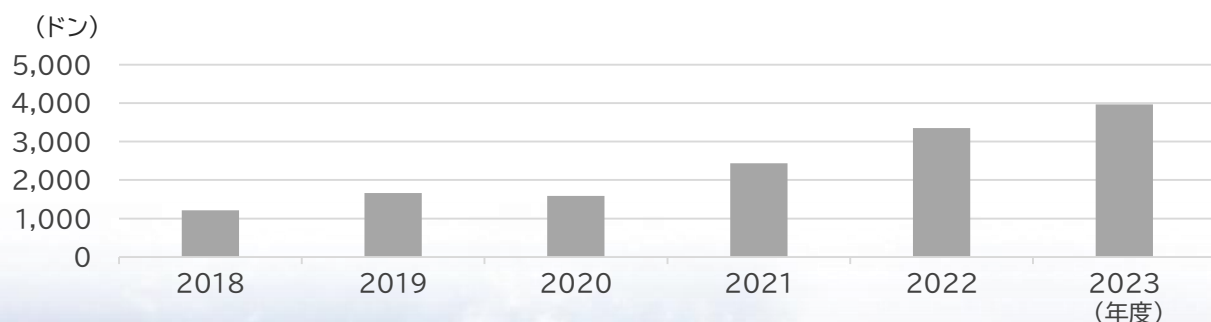
株価と組入比率の推移 (期間:2018年6月15日(年1回決算型の設定日)~2024年1月31日、日次)



※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:ブルームバーグ

一株当たり利益の推移 (期間:2018年度~2023年度、年次)



出所:ブルームバーグ

※上記は、2024年1月末時点の当ファンドの組入銘柄を紹介するものであり、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、今後の当ファンドへの組入を保証するものではありません。

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

SSIセキュリティーズ (SSI Securities)

概要

- ベトナムの大手証券会社で、1999年に初の民間証券会社として設立されました。証券売買仲介のほか、自己資金投資、アセットマネジメントなどの事業を展開しています。
- 売買仲介業務で国内2位のシェアを持つほか、海外機関投資家向けサービスに強みを持っています。
- 2015年に一部業種の株式について外国人投資家保有制限が緩和された際に、100%外資保有が可能な初の上場企業となりました。

組入比率

4.5%

時価総額

51.6兆ベトナムドン
(約3,104億円)

外国人投資家の持株比率

42.94%(上限:100%)

※組入比率、時価総額、外国人投資家の持株比率は2024年1月31日時点です。また、時価総額(円ベース)は、同日時点のブルームバーグ公表のベトナムドン・円為替レート(1ドン=0.006019円)で円換算した値です。

※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:会社公表資料、ホーチミン証券取引所、ブルームバーグ

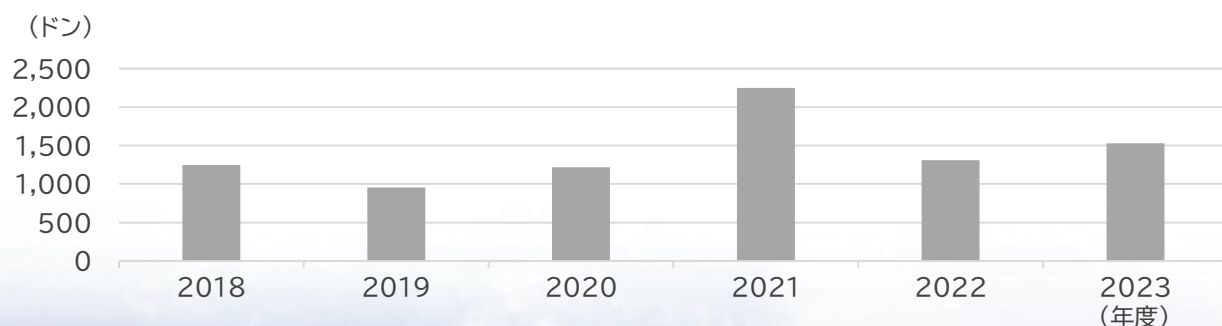
株価と組入比率の推移 (期間:2018年6月15日(年1回決算型の設定日)~2024年1月31日、日次)



※組入比率は「東京海上・ベトナム株式マザーファンド」の純資産総額に占める割合です。

出所:ブルームバーグ

一株当たり利益の推移 (期間:2018年度~2023年度、年次)



出所:ブルームバーグ

※上記は、2024年1月末時点の当ファンドの組入銘柄を紹介するものであり、個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、今後の当ファンドへの組入を保証するものではありません。

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ ファンドの特色

1. 主としてベトナムの企業の株式等の中から、成長性が高いと判断する企業の株式等に投資します。

- 投資銘柄の選定にあたっては、定量分析や企業分析に基づいて、企業の成長性、ビジネスモデルおよび株価のバリュエーション等を勘案して行います。
- 未上場公開会社市場に登録された株式に投資する場合があります。
※DR（預託証券）に投資する場合があります。
DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、金融商品取引所等で取引されます。

2. ベトナムの企業の株式等の運用は、「KIM Vietnam Fund Management Co.,Ltd.」(KIM Vietnam)が行います。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 「年4回決算型」、「年1回決算型」の2ファンドからお選びいただけます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

➤ ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

➤ ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■購入時に直接ご負担いただく費用

※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入時手数料	ご購入代金*に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額 購入代金*：[1億円未満] 3.3%（税抜3.0%） 、[1億円以上5億円未満] 1.65%（税抜1.5%） 、 [5億円以上] 0.55%（税抜0.5%） * 購入代金 = 購入口数 × 基準価額 + 購入時手数料（税込） ※「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
--------	---

■換金時に直接ご負担いただく費用

換金手数料	ありません
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.5%

■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に対し、 年1.76%（税抜1.6%） の率を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上します。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入単位	一般コース（分配金を受取るコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 （詳しくは野村證券窓口にお問い合わせください。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して、7営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
換金制限	1日1件10億円を超える換金のお申込みの受付は行いません。また、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ホーチン証券取引所の休業日 ・ハノイ証券取引所の休業日
信託期間	年4回決算型 2044年11月22日まで（2018年6月15日設定） 年1回決算型 2044年11月22日まで（2018年7月27日設定）
決算日	年4回決算型 2月、5月、8月および11月の各22日（休業日の場合は翌営業日） 年1回決算型 11月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回決算型 年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型 年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の条件を満たした場合に「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、2024年1月1日以降の「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの関係法人

- 委託会社 東京海上アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 受託会社 野村信託銀行株式会社
- 販売会社 野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金を支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成したお客様向け資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。●当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券など（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。